

東日本大震災への税制上の対応—相続税・贈与税の期限延長—

税理士・ファイナンシャルプランナー 山下大輔

相続税の納税地は被相続人が亡くなったときの住所地となるのが原則です。申告はその納税地を所轄する税務署へ亡くなった日の翌日から10か月以内に申告することになります。また、贈与税の納税地は贈与を受けた人の住所地です。申告は納税地を所轄する税務署へ翌年の2月1日から3月15日までに申告することになります。

東日本大震災により被害を受けた方は、申告、納付の期限が延長されています。

1. 納税地による期限延長

震災特例により、次の地域が納税地となる方は、申告、納付の期限が延長されています。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

上記の地域以外の納税地であっても、震災により申告ができないような場合には、申請を行うことにより申告、納付の期限を延長することができます。たとえば、相続人が被災地に住んでいて震災被害を受けた場合には相続税の申告どころではありませんので、期限延長を申請することになります。

なお延長後の期限は、後日国税庁のホームページなどで通知されます。

2. 特定土地等又は特定株式等を取得した場合の期限延長

特定土地等とは、東日本大震災により相当な被害を受けた地域として財務大臣の指定する地域内にある土地と土地の上に存する権利です。財務大臣の指定する地域とは次の地域です（以下、指定地域といいます）。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県十日町市、新潟県中魚沼郡津南町、長野県下水内郡栄村

納税地による期限延長の対象となる地域とともに栃木県、千葉県など対象となる地域が広がっています。

特定株式等とは、指定地域内にある一定の動産及び不動産等の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等(上場株式等を除く)をいいます

(1) 相続税の場合

平成22年5月11日から平成23年3月10日までに相続により取得した特定土地等または特定株式等(平成23年3月11日に所有していたものに限定)の価額は、その取得の時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができます。さらにこの特例を受け

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

ることができる相続人がいる場合には、その相続人を含むすべての相続人の申告書の提出期限が平成 24 年 1 月 11 日まで延長されます。

(2) 贈与税の場合

平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に贈与により取得した特定土地等または特定株式等（平成 23 年 3 月 11 日に所有していたものに限定）の価額は、その取得の時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができます。さらに平成 22 年中に贈与により財産を取得した人がこの特例を受けることができる場合には、相続税の場合と同様に申告書の提出期限が延長されます。

なお、1 の納税地による期限延長と 2 の特定土地等又は特定株式等を取得した場合の期限延長のいずれにも該当する場合には、いずれか遅い日が期限となります。

震災後を基準とした価額の具体的な計算方法については後日、国税庁ホームページで通知されます。その他にも震災関連の特例に関する情報について国税庁のホームページで随時更新されているようなので、該当される方はチェックされることをお勧めします。

※実際の申告の際には事前に税務署または税理士にご相談いただきますようお願いいたします。